

第二部 特別支援教育の教育課程編成Q & A

Q 1 特別支援学校になることの教育課程編成上のメリットはどのようなことでしょうか。

A :

1 教育的ニーズに対応した弾力的な教育課程編成

特別支援学校の教育課程は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した効果的かつ弾力的な教育課程編成が期待されますが、障害種別を超えたグループ別の教育課程編成の可能性や、個別の教育支援計画との関係を検討することも必要であり、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に特別支援教育専門部会が平成17年12月に設けられ、特別支援学校における教育課程の在り方について検討がおこなわれています。

2 対象となる障害種別及び配置について

特別支援学校は、各都道府県において、複数の障害に対応した教育を行う学校の設置も可能にしていますが、これまでのように特定の障害に対応した学校を設けることもできます。

例えば、「視覚障害部門」、「知的障害部門」等の「教育部門」を設けることも可能ですが、具体的にいかなる障害に対応した教育を行う学校とするかについては、地域における教育に対するニーズ等に応じて弾力的に判断されることになります。

その際、次のような視点について考慮する必要があります。

- (ア) 一人一人の教育的ニーズに対応する特別支援教育の理念や、障害の重度・重複化に対応するという特別支援学校の趣旨に照らし、特別支援学校は、可能な限り複数の障害に対応できるようにするべきとの視点
- (イ) 障害のある幼児児童生徒が、できる限り地域の身近な場で教育を受けられるようにすべきとの視点
- (ウ) 障害の特性に応じて、同一障害の幼児児童生徒による一定規模の集団が学校教育の中で確保される必要があるとの視点
- (エ) 学校の形態に応じて、各障害種別ごとの専門性が確保され、専門的指導により幼児児童生徒の能力を可能な限り発揮できるようにする視点
- (オ) 特別支援教育のセンター的機能が効果的に発揮されるようにする視点

3 地域の特別支援教育のセンター的機能

学校教育法第71条の3に「特別支援学校においては、第71条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の養成に応じて、第75条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」と規定され、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが、明確に位置づけられました。

今後は、通常の学校に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒等への対応も含め、地域の特別支援教育機能の中核として果たしていく必要があります。

Q2 障害のある児童生徒の一人一人のニーズに応じていくために、どのような教育課程編成の工夫が必要でしょうか。

A：

1 教育課程編成の考え方

教育課程は、公教育として国、都道府県が示す基準に沿って設定した学校教育目標の実現をめざして組織的、継続的に児童生徒等に対する教育を進めていくための基本となるものです。教育課程の編成に当たっては、児童生徒等の教育的ニーズの把握が不可欠であり、一人一人の指導の評価に基づいて、教育課程の改善もまた行われます。教育課程の編成と個々のニーズへの対応は、表裏一体の関係にあると言っていいでしょう

2 一人一人に応じた適切な各教科及び自立活動の目標、内容を明確にする

一人一人に応じた教育を行う前提として、まず、個々の発達の段階や障害の状態に即した各教科及び自立活動の目標と内容が具体化される必要があります。各教科の内容については、小・中・高等学校の各教科に準じて行う場合と、知的障害のある児童生徒及び知的障害を併せ有する児童生徒については、知的障害の各教科の中から発達の段階に即して適切な各教科の段階を選択し、具体的な内容を設定する場合とがあります。

また、障害に基づく種々の困難を改善・克服する指導である自立活動においては、児童生徒等が、自ら自立をめざし、意欲的に学習に取り組む目標や内容を明確にすることが必要であり、個別の指導計画を充実させていくことが重要です。

3 個に応じた適切な学習方法を工夫する

一人一人のニーズに応じた学習活動の展開においては、児童生徒がそのニーズの実現に向かって、最大限の力が発揮でき、かつ学習に対する充実感、達成感のもてる学習方法を工夫することが重要です。したがって、児童生徒自身の目標や課題意識が尊重される指導計画の工夫が大切です。特に、合科的・関連的な指導、領域・教科を合わせた指導などにおいては、教科、領域の目標を児童生徒のニーズと関連させながら効果的な授業が展開できるように指導計画を工夫し、また、総合的な学習の時間においては、学んだことを横断的・総合的に活用できる力を育てる指導計画の作成が大切です。

4 個別的教育支援計画と教育課程の関連を明確にする

特別支援教育は、児童生徒等一人一人の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するものであり、今日、本人の教育的ニーズへの対応を関係機関とともに支える個別的教育支援計画が策定され実施されています。学校の教育活動は一人一人の教育的ニーズに応じるために大きな役割をもつものであり、個々のニーズと指導計画との関連を明確にした個別的教育支援計画の作成が重要になると考えられます。

Q3 準ずる課程、自立活動を主とする課程等の「類型別」の教育課程編成を行う場合に、どのような配慮が必要でしょうか。

A：

1 教育課程編成の全国調査の結果

国立特殊教育総合研究所（2002）が実施した教育課程の調査によると、盲・聾・養護学校における教育課程の「類型別」の割合は下図のようになっています。本調査結果から、準ずる課程に該当する児童生徒の割合が多い学校は、聾学校、病弱養護学校、盲学校、肢体不自由養護学校の順になっています。

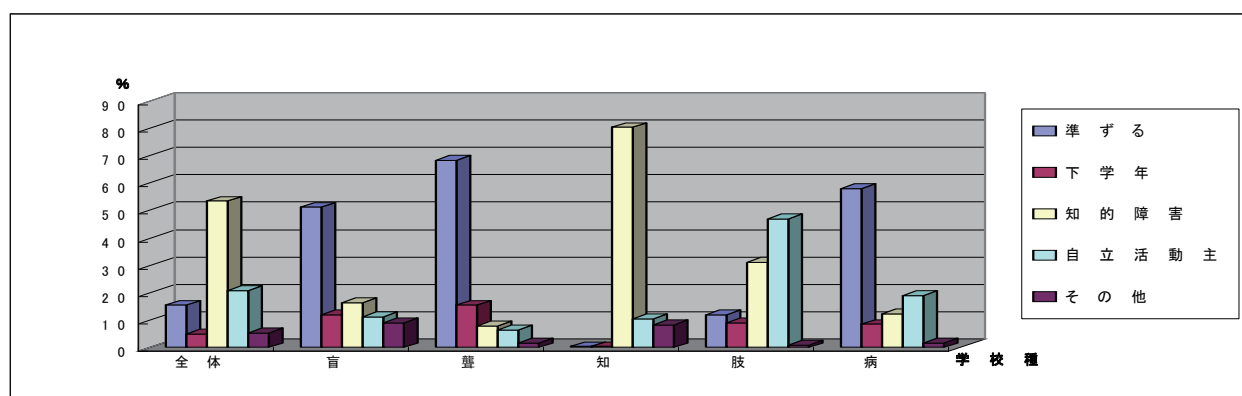


図1 盲・聾・養護学校における教育課程類型別割合

(2002国総研調査)

2 準ずる課程における配慮事項

準ずる課程に該当する児童生徒が比較的多く在籍している、聾学校、病弱養護学校、盲学校において、児童生徒数の減少傾向があり、適切な学習集団を形成することが難しい状況にあります。また、準ずる課程で学習している児童生徒は、教科学習に加え自立活動の時間を確保する必要があるため授業時数との関係から学習内容を精選する必要があります。学習指導要領の総則にあるように、各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別の指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師の協力的指導など、指導方法、指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図るなどの配慮が必要です。

3 自立活動を主とした教育課程にける配慮事項

自立活動を主とする教育課程では、各教科、道徳、若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができます。

学習指導要領解説の自立活動編では、「自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、全人的な発達を促すことをねらいとし、そのために必要な基本的な指導内容を個々の児童生徒の実態に応じて適切に設定する必要がある。この場合、取り上げた内容を相互に関連付けて総合的に取り扱い、しかも段階的、系統的な指導が展開できるよう配慮することが、全人的な発達を促す上からも重要である」と述べられています。

Q 4 重複障害のある児童生徒の教育課程の編成では、どのような配慮が必要でしょうか。

A :

1 重複障害のある児童生徒と個別の指導計画

重複障害のある児童生徒の障害の程度や状態は一人一人異なっています。各特別支援学校が児童生徒の障害の状態に応じた教育課程を編成することができるよう、学習指導要領には「重複障害者の指導にあたっては、個々の児童または生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること」が定められています。生育歴や障害の状況、生活環境やこれまでの指導の経過、発達過程や諸機能の評価など、多方面からの視点を取り入れた丁寧な実態把握と、それに基づいた個別の指導計画の作成が求められます。

2 「知的障害を併せ有する」重複障害者の教育課程

重複障害のある児童生徒の教育課程を編成する際は、重複障害者等に関する様々な特例を考慮する必要があります。学習指導要領では「知的障害を併せ有する」重複障害のある児童生徒については「各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を知的障害養護学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えることができる」と定めています。各学校は、児童生徒の障害の状態等に即して、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間及び自立活動のそれぞれの時間を設けて行う授業と、領域・教科を合わせた指導とを適切に組み合わせて教育課程を編成することができます。この場合、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など単一障害の教育を参考にしながらも、個々の障害の特性に配慮し、概念形成の基盤となる学習を適切に行えるよう、指導の内容や方法を工夫しましょう。

3 「学習が著しく困難な」重複障害者の自立活動を主とした教育課程

重複障害のある児童生徒のうち「学習が著しく困難な場合」には、自立活動を中心とした指導を行うことができます。各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の指導の必要性を十分に検討した上で、自立活動の時間を適切に設定しましょう。自立活動では、総合的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるよう留意する必要があります。個別の指導計画の作成では、実態把握を踏まえ、自立活動の五つの区分（健康の保持・心理的な安定・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション）の内容の中から、個々の目標や指導事項を明確にしましょう。複数の指導の内容は相互に関連付けて、その児童生徒の具体的な生活や学習場面を考慮した設定をすることが大切です。また、発達の観点と共に、児童生徒が「今できること」に焦点をあてて参加を促すという視点も重要です。

Q5 訪問教育を充実させていくために、どのような教育課程上の配慮や工夫が必要でしょうか。

A：

1 カリキュラムの工夫

訪問教育を受けている児童生徒の教育課程は、小学校、中学校、高等学校に準じた教科の学習をしている児童生徒から、学習が困難な児童生徒に関する特例（例えば、各教科の目標・内容の一部を取り扱わない規定や下学年代替の規定等）、重複障害者に関する特例（各教科・科目を、知的障害者を教育する養護学校の各教科によって替えることができたり、各教科の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる）の適用を受けている児童生徒まで幅広く、一人一人の障害の程度や病気の状態によっても違ってきます。教育課程の編成にあたっては、児童生徒の実情や授業を受ける環境に配慮し、児童生徒にとって最も望ましいカリキュラムを考えていくことが大切です。

2 時間数の配慮

学習指導要領では、訪問教育の時間数について、「重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要のあるときは障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、実状に応じた授業時数を適切に定めるものとする。」（小・中第1章第2節第6の4、高第1章第2節第2款第4の8）とされています。

この場合の「実状に応じた時間数」をどのように考えるかがポイントになります。各都道府県の中には、週3回、1回2時間の訪問指導等、訪問教育の時間数の標準を示しているところもありますが、実際は、児童生徒の体調等に配慮した適切な時間数を設定することが大切です。

3 担当者の配置の工夫

訪問教育を担当する教員の配置もカリキュラムに応じて柔軟な対応ができることが望ましいと言えます。例えばある自治体では、高等部の訪問教育に関して複数の教員を配置して対応しているところもあります。また、数学、音楽等の授業に応じて教科の専門性の高い教員を派遣している学校もあります。このように、訪問教育を担当する教員の配置を工夫することもポイントの一つです。

Q6 自立活動の指導における個別の指導計画の作成や実際の指導で、配慮すべき点はどのようなことでしょうか。

A：

1 個別の指導計画作成は的確な実態把握から

自立活動は、教育課程上の重要性から盲・聾・養護学校に在籍しているすべての児童生徒に必要であることが前提となります。自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて行われます。個別の指導計画を作成するためには、的確な実態把握が重要です。実態把握のためには、①行動観察、②諸検査、③保護者からの家庭での様子の聞き取り、といった取り組みが必要です。

2 個別の指導計画作成の際は複数の意見を

個別の指導計画の作成にあたっては、専門性の高い教師あるいは担当者を中心としながらも、他の教師もそれぞれの観点から実態把握を行い、目標や課題を設定し、具体的な指導内容を複数の教師で考えていく必要があります。個別の指導計画を作成する際に、保護者及び児童生徒等の意見や希望を活かすということは大変重要です。保護者及び児童生徒等の意見や希望を活かすことにより、より一人一人の児童生徒の教育的ニーズに即した取り組みが可能となります。そのため、個別の指導計画の作成のプロセスの一環として、保護者及び児童生徒等の意見を取り入れるための機会を設定することが大切です。

3 外部専門家との連携協力も必要

最近の傾向として学校に、専門の医師をはじめ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家などが派遣されることが多くなりました。在学している子どもの障害の状態が多様化しており、個々の子どもの状態の的確な把握に基づいた指導を行う時に、外部の専門家の指導や助言を得ることが必要な場合があります。専門家からの指導や助言を得ることの必要性が生じたら、子どもの指導計画や指導実践の場面における子どもの様子を簡潔にまとめておくことが大切です。質問事項をまとめておくことによって、これまでの指導について確認できたり、外部の専門家に対して短時間により多くの事柄を学ぶことができます。そこで学んだことを同僚に伝えることで、より適切な指導が展開できるようになります。

4 評価の重要性

自立活動の指導においては、評価が重要です。自立活動は時間の指導だけでなく、学校の教育活動全体を通して行われる指導ですから、各教科や領域・教科を合わせた授業を担当する教師も自立活動の指導内容や評価について責任をもって取り組む必要があります。個別の指導計画に基づいた実践の結果をきちんと評価し、その評価を次年度の個別の指導計画に活かしていくということです。そのような取り組みから、個別の指導計画に基づく教育活動の一貫性、継続性が生まれていきます。

Q7 学校の教育課程と個々の子どもの個別の指導計画及び個別の教育支援計画との関係はどのようなものでしょうか。

A :

1 学校の教育課程

学校の教育課程は、学習指導要領など関係法令を基準として、地域や学校の実態及び幼児児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮して編成します。つまり、学校において編成される教育課程は、学校目標を達成するために、教育の内容を幼児児童生徒の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校全体の教育計画です。

教育課程の編成に際しては、配当時間数（単位数）が、学年におけるバランスだけでなく、小学部、中学部、高等部の一貫性のもとに設定すること及び個に応じた指導を工夫することに留意する必要があります。

2 個別の指導計画

これまで盲・聾・養護学校及び特殊学級においては、障害の状態や特性等が多様な幼児児童生徒に対して、全人的な発達を目指し、より効果的な指導をする必要から、個別の指導計画を作成してきました。

「個別の指導計画」を作成する意義は、個のニーズに応じた教育を教員間の共通理解のもとで行うことであり、学校の説明責任を果たすことがあげられます。また、指導計画は、幼児児童生徒一人一人の発達の状態を把握した上で教育課題を設定し、次に指導内容を精選し、年間指導計画に組み入れることにより教育課程が編成されます。

したがって、「個別の指導計画」は、教育課程を具体化したもので、指導場面における個々の指導目標や指導内容・方法の明確化を図るために作成されるものです。

3 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、地域社会が障害のある子どもに対して、一生涯にわたり一貫してきめ細かな支援を行うという考えの基に、一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための総合的な計画です。このため、支援は教育にとどまらず、福祉、医療、労働等の関係機関が連携することが大切です。なお、「新障害者プラン」（障害者基本計画の重点施策実施5か年計画）に示されている「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」とは概念として同じものです。

このように、「個別の教育支援計画」は、関係機関等による連携協力体制により、障害のある子どもを支援していくためのツールとして位置づけられます。また、「個別の教育支援計画」は比較的長期の期間で作成することが考えられます。「個別の教育支援計画」をふまえて、「個別の指導計画」をよりきめ細かに作成し充実させるという関係になります。

Q8 一貫性のある指導の充実を図る上で、個別の教育支援計画の策定における重要なポイントはどのようなことでしょうか。

A :

1 個別の支援計画と個別の教育支援計画

障害者基本計画（平成14年）では、障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画を策定して効果的な支援を行うとしています。この計画が個別の支援計画です。この個別の支援計画を教育機関が中心となって策定する場合の呼称が個別の教育支援計画で、基本的には個別の教育支援計画は個別の支援計画に含まれるものです。おおよそ幼稚部段階から高等部卒業段階では両者は同じだといえます。

2 教育課程と個別の指導計画及び個別の教育支援計画

これらの関係はQ7で説明していますし、第一部Iでも述べていますので、詳しくはそちらを参照してください。ここでは、個別の教育支援計画は一貫性のある指導の充実を図るための土台となるものだということを確認してください。

3 個別の教育支援計画策定に際し留意すること

既に1で述べていますが、キーワードは「発達段階に応じて」「関係機関の適切な役割分担」「一人一人のニーズに対応した適切な支援」ということになります。表現を変えれば、中・長期的視点で、障害のある子どものニーズを正確に把握し、教育のみならず福祉・医療・労働等の関係機関・関係部局との密接な連携協力を確保することを盛り込んだ計画策定ということになります。学校の役割は次のようなものになるでしょう。

まず、ニーズを正確に把握し、必要となる支援の目標と内容を明らかにします。支援の中には福祉・医療・労働等教育以外の分野から必要な支援についても含みます。この場合、関係機関との連携協力を確保するための具体的な手だても盛り込んでおく必要があります。

障害のある子どもの支援に関し最も長期間最も重要な役割を果たすのは保護者です。個別の教育支援計画策定だけでなく実施・評価においても、保護者の理解と協力は不可欠です。策定段階から保護者の積極的な参画を促すことが重要です。

個別の教育支援計画は中・長期的視点からのものですが、子どものニーズは一定不変ではありません。計画を適切に評価し、改善していくことが必要です。また、計画実施中にも適宜評価を行い、改善に努めることが望まれます。さらに、子どもの年齢に応じて主たる支援機関が替わっていきますので、個別の教育支援計画も引き継がれることを前提に作成される必要があります。特に、個人情報に関しては、本人・保護者の同意とともに、取り扱いについて取り決めを作成しておくことが必要でしょう。

Q9 交流及び共同学習の教育活動を教育課程の編成に当たりどのように位置づければよいでしょうか。

A：

1 交流及び共同学習の意義

障害のある児童生徒等が、地域社会の一員として豊かな社会生活を送るためには、盲・聾・養護学校等において、障害の状態等に応じた適切な教育を行うとともに、経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を形成していくことが重要です。交流及び共同学習は、地域社会の人々と共に活動し、互いに触れ合う機会を積極的に設け、相互の理解を深めていく上でとても大きな意義があります。

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒等が様々な活動を通して、豊かな人間形成を図り、社会性を育成する機会となるばかりでなく、障害のない児童生徒等にとっても、相手を正しく理解することや他人への思いやりの気持ちをはぐくみ、地域の人々が障害のある子どもやその教育について理解を深めるよい機会となります。

障害者基本法では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないことが規定されています。

2 交流及び共同学習の現状

交流及び共同学習には、盲・聾・養護学校と小学校、中学校、高等学校等の学校間で行うものや特殊学級と通常の学級の間で行うもの、児童生徒等の居住地の学校で行うもの、学校のある地域の人々で行うもの等があります。

運動会や文化祭等の学校行事を中心として、児童・生徒会活動やクラブ活動、校外学習、一部の教科等における直接的な交流の他、盲・聾・養護学校と小学校、中学校、高等学校等の学校間では、電子メールやテレビ会議等のコンピューターや情報通信ネットワークを活用した間接的な交流等、各学校の様々な工夫により取り組まれています。

3 教育課程上の位置付け

盲・聾・養護学校の学習指導要領では、幼稚部から高等部を通して、児童生徒等の経験を広め、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設けることが示されています。

交流及び共同学習の充実を図っていくためには、教育課程上の位置づけについて十分に検討する必要があります。例えば、教科に即した内容であれば「各教科」に、地域との交流や障害の理解を深めるための学習に関しては「総合的な学習の時間」や「特別活動」等に位置づけることが考えられます。また、知的障害養護学校では「領域・教科を合わせた指導」の時間に位置づけることも考えられます。

Q10 地域のさまざまな資源（人・機関等）を教育活動に取り入れていくために、どのような教育課程上の工夫や配慮が必要でしょうか。

A：

1 開かれた学校づくり

教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て、児童生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要となります。

そこで、教育課程を編成する際には、家庭や地域の人々とともに児童生徒を育てていくという視点が大切になります。それらの人々に学校での教育について説明することによって、学校関係者は学校運営に対する人々の意見を的確に把握することが可能となり、学校運営への理解や協力を得ながら、よりよい関係を築くことができます。そして、これらの意見を自校の教育活動に反映させながら、開かれた学校づくりを進めていくことが大切です。

2 地域の人々の協力と社会教育施設の活用

学校が行う教育活動は、地域の人々の協力を得て、もっている専門性を学校教育場面で提供していただき活用することによって、とても有意義なものとなります。その際には、児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々との交流を図っていくことについても配慮する必要があります。

このような取り組みを進めるにあたっては、総合的な学習の時間や特別活動などを有意義に活用するとともに、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切となります。また、学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫することが授業を行う上で大切となります。

3 就業やボランティアにかかわる体験的な学習における地域資源の活用

就業やボランティアにかかわる体験的な学習は、高等部段階の生徒にとって、自分と社会とのかわりに対する理解と認識を深め、自己の在り方や生き方を考える上でも極めて重要となります。そのため、企業などの地域資源を活用しながら、学校の教育活動全体の中に位置付けて実施するよう配慮することが大切となります。なお、平成11年4月より、学校外における就業体験、ボランティア活動等を科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることが可能となっています。

また、就業やボランティアにかかわる体験的な学習は、生徒の障害の状態、地域の実態や学校の諸条件の違い等によってその進め方が異なるため、教育課程の編成、指導計画の作成に創意工夫を加えることが望まれます。

Q11 さまざまな専門性を持った教職員の協力体制を作るために、どのような工夫が必要でしょうか。また、教職員の専門性を向上させていくためには、どのような体制の整備が必要でしょうか。

A：

1 教職員の専門性

ひとくちに専門性といってもさまざまな専門性があります。教科・領域に関する専門性や各障害種別に関する専門性、その他いろいろな分野の専門性があります。学校にはこれらのさまざまな専門性を持つ教職員がいます。各学校でこれらの専門性を十分に活かしていく工夫が重要です。

2 専門性をどう活かすか

ある子どもの個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成するために、どのような専門的な観点が必要かということをよく検討し、必要な専門性を持つ教職員のチームを編成することが大切です。また、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する際には、これらの専門性を持つ教職員が、どの時間にどのように関わるかを検討しておくことが大切です。計画を作成したメンバーが、実際の取り組みにおいて適切に関われるように工夫する必要があります。

個別の指導計画及び個別の教育支援計画に基づく評価を行う場合にも、それぞれの専門性を活かして評価を行っていく必要があります。

個別の指導計画及び個別の教育支援計画の検討の過程において、他の専門性を持つ教職員や他機関との連携が必要になる場合があります。そのため、具体的にどのような手順で、他の専門性を持つ教職員や他機関との協力体制を作るかについて検討しておくことも大切です。

3 専門性を維持・向上させていくために

学校では異動等により教職員の入れ替わりがありますが、特定の人がいなくなるとある分野の専門性が低下することがないように、さまざまな専門性を継承していくための工夫が必要です。

学校で行われている専門性の高い取り組みについて、その実践の記録を蓄積していくことは大切です。例えば、自立活動における取り組みについての映像を蓄積し、教職員がそれらの記録を指導の際に参考にできるようにしている学校もあります。

指導において利用する教材や教具についても、学校内で教職員が有効に活用できるように、その利用方法や活用事例をまとめて整理しておくことは重要です。学校にある教材・教具を教職員が使いやすいように、写真とともにわかりやすい説明をつけて整理している学校もあります。

このように、指導に関する情報や教材・教具の活用方法についての情報を蓄積し、共有していくことは、学校における教職員の専門性の維持・継承に役立ちます。

また、専門性の維持・向上のためには、校内研修を充実させていくことも大切です。全校的な研修会だけでなく、分野毎の研修会や研究会を活発に行っていくことも、教職員の専門性を高めていく上で有効です。

Q12 一人一人のニーズに応じた各教科等の指導計画、指導内容や方法の設定、授業展開を実現するために、何を大切に、どのような工夫や配慮がありますか。

A：

1 一人一人のニーズに応じるとは

特別支援教育の目的は、「障害のある児童生徒等が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる力を身に付けること」と考えられます。それを可能にするためには、障害の状態及び発達段階や特性等を考慮して、個々のニーズに応じた授業展開が必要になります。なぜなら、障害のある児童生徒の学びは一人一人異なるからです。授業においては、①個の実態に応じた課題設定、②個の知識、興味、関心に基づくこと、③すでに身につけている力を確実にし、さらに積み上げること、④最低限の適切な援助で成功すること、が大切です。このような一人一人のニーズに応じた授業を展開していくためには、図1のような段階を確認していく必要があります。

2 個別の指導計画

図2に示したように、授業を展開していく上で核となる要素は、「個別の指導計画」です。個別の指導計画は、一人一人の障害の状態及び発達段階等を含めた実態把握を基に、個々の目標を設定し、指導内容・方法を明記した計画です。従来の教育計画や指導計画は、児童生徒を集団として想定し作成されてきました。個別の指導計画は、この計画を一人の子どもに焦点を絞り、個別化したものです。

今後の取組としては、この個別の指導計画を領域・教科の指導計画、授業計画にどのように反映させ、それらの計画を個別化していくかが鍵となります。領域・教科の指導計画や授業計画を作成する上では、その授業に参加する児童生徒の実態を踏まえて、その活動を設定します。領域・教科の指導やその授業で、参加する児童生徒がどのように活動に取り組むかをイメージしてみま

3 授業における個別の目標と個別の手だて

それぞれの授業場面においては、個別の指導計画の実態把握を手がかりに、一人一人の活動状況、活動での困難さを把握しましょう。そして、個別の目標を設定することは、その手だてを検討し、評価する場合の基本となります。集団での授業計画に参加する児童生徒の個別の目標を記入する欄を設けることから始めましょう。

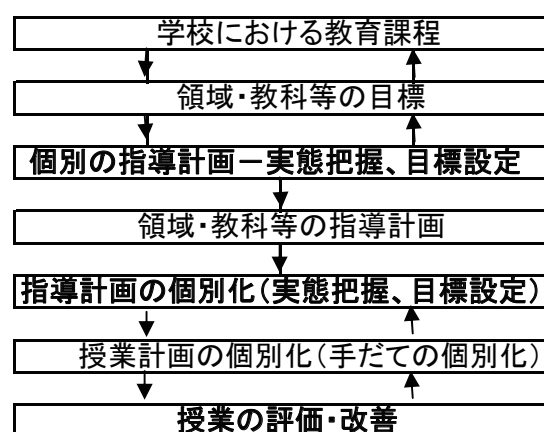


図2 ニーズに応じた教科等の指導計画

Q13 教育課程の評価は、どのように考え、どのように行っていけばよいでしょうか。

A：

1 教育課程の評価

「教育課程の評価」は、学校の教育目標を実現するために、学校の教育課程を編成し、それを実施して、その取組が適切であったかを点検し、評価することです。その評価結果をもとに教育課程の編成等を工夫改善していくことが求められています。

教育活動の質を改善させていく上では、この計画－実施－評価・改善の循環的なマネジメント・サイクルが重要になります。このサイクルが適切に遂行されているかを評価する必要があります。この評価を「教育課程に関する評価」とします。

ここでは、学校の教育課程の実施状況を含めた「教師課程の評価」を取り上げます。この教育課程の評価・改善については、20ページに詳しく述べてあります。

2 学校評価の重要な要素

教育課程の評価及び改善は、学校評価の核となる取組であり、教育の質を保障し向上させる上で重要なもので、そのマネジメント・システムを確立することが大切です。学校の自主性・自律性を高めるために、この教育課程の自己評価に取り組みましょう。

3 教育課程の評価の観点と方法

教育課程の評価は、各学校の教育目標に照らして行うものであり、教育課程の編成・実施の状況、各教科等の指導計画とその評価、個別の指導計画とその評価、指導内容・方法の評価等が含まれます。児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえて、具体的な評価の項目を作成する必要があります。

4 個別の指導計画の評価から

教育課程の実施状況の評価、各教科等の指導計画の評価に関する基礎資料は、個別の指導計画における評価等になると考えられます。個別の指導計画において設定された目標がどのように達成されたかを適切に把握することが大切になります。また、学校評価と同じように教育課程の評価においても、いつ、どのように評価するかを明確とし、教育課程等の自己評価、外部評価を導入したり、アンケート結果を活用したりすることも重要です。

5 教育課程の改善システム

教育課程の評価は、教育課程の編成・実施の改善を図り、学校の教育活動を充実させ、その質を高めることを目的として実施されます。したがって、評価の結果をその改善のためにどのような方法で生かしていくか、その改善策を計画するシステムが重要になります。

